

笠間市立学校の教職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

笠間市教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状 . . . . . P.1
2. 目標 . . . . . P.1
3. 計画の期間 . . . . . P.2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . . . P.2～5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . . P.5

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

児童生徒を取り巻く環境や保護者・社会からの要望が多様化・複雑化する中で、教育職員（以下、本計画の文中では「教職員」という）の多忙化と長時間労働が問題となっている。学校の指導体制の整備を計画的に実行するため計画を策定し、教職員が健康で充実して働き続けることができるよう、業務改善にさらに取り組むとともに、子どもたちへよりよい教育を行うことができるようにするための計画である。

### (2) 本市の現状

本市では、令和元年6月に、所管に属する学校の教職員の時間外在校等時間の上限に関する方針として、「笠間市教育委員会『学校の働き方改革プラン』」を定め、校務支援システム「C4+h」の導入や学校閉庁日の設定、時間外在校等時間、留守番電話の運用、部活動の運営体制の見直し等を行い、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間以下の割合	月80時間を上回る割合
小学校	28.5時間	87.6%	0.2%
中学校	33.7時間	73.9%	0.2%
小・中平均	30.3時間	80.7%	0.2%

令和6年度の時間外在校等時間平均が30.3時間、時間外在校等時間が45時間以下の割合が80.7%と着実に改革が進んでいる。しかし、依然、45時間を超える教職員がいることから、さらなる業務の削減に向け見直しを行うことによって、教職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

現状を踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法第8条）」及び「文部科学省の定める『公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教職員の健康及び福祉の確保に係る措置の実施に関する指針（実施指針）』」に基づき本計画を策定するものである。

## 2 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1か月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合を100%にする。
- ② 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ① 年次休暇を積極的に取得する。（県の目標は14日）
- ② ストレスチェックでの高ストレス者の割合を9%以下にする。
- ③ ストレスチェックにおける職場内の健康リスク値を75以下とする。（全国平均100）
- ④ 教職員が生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

### 3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

※ なお、本計画は、1年ごとに進捗状況を検証し、必要に応じて見直しを行う。また、国の動向や社会情勢の変化に応じて柔軟に対応することとする。

### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

#### (1) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・月1回市内一斉退勤日（原則毎月第3水曜日）を設定する。
- ・完全退勤時刻（19時15分）を設定する。
- ・学校閉庁日を設定する。  
お盆期間8月13日・14日・15日、年末年始12月28日・1月4日、茨城県民の日11月13日
- ・12時間を目安とする勤務間インターバルの確保を促進する。
- ・積極的な年次有給休暇取得を促進する。
- ・1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員への面接指導を実施する。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等を活用した職場改善を推進する。

#### (2) 学校運営体制と業務の見直し

- ・校務支援システム「C4+h」など含む次世代校務DXの活用を促進する。（ペーパーレス化、データ連携による新たな指導・校務の効率化、ロケーションフリー化等）
- ・2学期制の導入による成績処理等の回数を削減する。
- ・4月の授業開始日の見直しにより、年度始めの準備期間を確保する。
- ・留守番電話を導入し、電話回線を増設する。
- ・オンラインバンキングを活用する。（常陽銀行、ゆうちょ銀行）
- ・市教育委員会が主催する会議・研修会のオンライン化の推進と削減を実施する。
- ・市教育委員会から学校へ電話連絡をする際は、勤務時間内とする。
- ・市各課・市関係機関から学校へ依頼する業務等の大幅な削減及び負担軽減を図る。
- ・保護者連絡アプリの導入による欠席連絡のデジタル化や保護者連絡のペーパーレス化を行う。
- ・各団体等から依頼のあるチラシ配付のデジタル化（テトルの活用）を行う。
- ・タブレット端末の修理やシステム運用を市教育委員会で実施する。学校は活用に注力する。
- ・就学時健康診断の実施方法を見直す。（各学校での実施から、各地区公民館等で市教委主体で実施に変更）

#### (3) 学校を支える人員体制の確保

- ・専門スタッフの配置を推進する。  
スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、学力向上支援員、教育支援室支援員、校内フリースクール支援員、特別支援連携コーディネーター、特別支援教育支援員、ICT教育指導支援員、就学前教育アドバイザー、外国語指導助手コーディネーター、事務補助員

- ・コミュニティ・スクールを活用し、地域の協力を得られる体制作りを行う。  
ミシンボランティア等の地域ボランティアの活用
- ・保護者対応について、市顧問弁護士からの助言を活用する。

#### (4) 部活動指導の負担軽減

- ・「カサマジニアクラブ」「指導者人材バンク」を設置する。
- ・部活動指導員（現在14名）の活用や部活動数の精選、複数顧問制の導入を推進する。
- ・「部活動運営方針」遵守の徹底を図る。  
平日の活動日を週3日、休日は土日のどちらか1日に設定  
練習時間の上限は平日2時間、休日は3時間に設定
- ・休日の全ての部活動の地域展開の実現を推進する。

#### (5) 各学校でのこれまでの取り組み

- ・週1回の定時退勤日を設定する。
- ・学校行事の見直しを推進する。（運動会、文化祭等）
- ・学校行事の練習・準備期間を短縮する。
- ・家庭訪問は行わず、家庭確認のみとする。
- ・会議や打合せ時間を効率化する。
- ・採点システムを導入する。
- ・電話・面談・家庭訪問等は原則午後5時前に実施する。
- ・創意工夫を生かした教育課程や日課表を編成する。（5時間授業の推進、モジュール学習の導入）
- ・登下校時の交通誘導への協力等、地域ボランティアを活用する。

#### (6) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

##### ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）  
学校運営協議会をとおした保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ② 放課後から夜間等における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応、時間外や夜間への児童生徒への対応（「3分類」②関係）
  - ・放課後から夜間における見回りについては、地域に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わない。
  - ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）  
給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、引き続き公会計化の実現を目指す。
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）  
委員数を増やし、地域学校協働活動について、推進員が中心となり進める体制作りを構築する。（現在の推進員は7校に8名）
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
  - ・電話着信時の録音機能の追加による対応の向上

※ 一部の学校で先行実施している。全校導入を目指す。

- ・保護者からの相談体制を明確化し、保護者に通知するとともに、必要に応じて、市教育委員会、市の顧問弁護士、スクールソーシャルワーカー等の専門家が相談に対応する。

#### イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ① 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）  
学校への依頼を減らすとともに、デジタル技術等を活用し、市内学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ② 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑥関係）  
ウェブサイトの作成・管理について、ICT教育指導支援員による支援を強化する。
- ③ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑦関係）  
原則、学務課・ICT教育指導支援員が主体となり、保守・管理を行う。
- ④ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）
  - ・学校プールについては、原則、地域・民間のプールを利用して指導を行う。（現在、1校のみプールを管理）
  - ・体育館の地域開放施設の管理業務については、生涯学習課が行う。
- ⑤ 校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）  
教職員の役割分担を見直し、特定の教職員のみが対応するのではなく、教職員等の輪番等による負担軽減を促進する。
- ⑥ 児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑪関係）  
教職員等の輪番で行うとともに、学校運営協議会をとおした保護者・地域住民による見守り活動を促進する。
- ⑦ 校内清掃（「3分類」⑫関係）  
清掃の実施回数や範囲の合理化、教職員の輪番等による負担軽減を促進する。
- ⑧ 部活動（「3分類」⑬関係）  
4（4）を参照

#### ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ① 給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）
  - ・給食時に特別活動として行う食に関する指導は、原則、栄養教諭が担当する。
  - ・給食時における準備や片付け等については、学級担任のみならず、組織的な体制を整えて、負担軽減を促進する。
- ② 授業準備、学習評価や成績処理、進路指導の準備（「3分類」⑮⑯⑰関係）
  - ・ICT機器や校務支援システムの機能、採点システム等を活用することによって、授業準備や採点作業、成績処理等に係る事務負担を軽減する。
  - ・成績処理期間を短縮日課にし、事務作業時間を確保する。
- ③ 学校行事の準備・運営（「3分類」⑱関係）
  - ・教育的な意義を踏まえつつ、精選・効率化のための見直しに取り組むとともに、練習や準備期間を短縮する。
  - ・準備・運営等に、学校運営協議会をとおした保護者・地域住民による協力体制を構築する。
- ④ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）
  - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を強化し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
  - ・市教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を

実施し、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

- ・特別支援連携コーディネーターや特別支援教育支援員、医療的ケア訪問看護教職員等の専門的な人材の学校への派遣を行う。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度市のHPで公表するとともに、総合教育会議において報告することとする。
- (2) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握する。
- (3) 市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りや支援・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させる等、市教育委員会からの支援を強化する。また、各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。